

民法は大部分が任意規定といって、当事者の合意（特約）によって内容を変更できるものです。

ただし、公序良俗に違反する（90条）内容は無効となりますが、一般的な取引の中で公序良俗違反になるケースは少ないでしょう。

むしろ注意しなければならないのは、消費者との契約においては、民法で規定された内容よりも消費者の権利を縮小させると消費者契約法違反になる可能性があることです。

消費者契約法には以下の定めがあります。

#### 消費者契約法第10条

民法、商法、その他法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第1条第2項の規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

これによれば、「民法の規定の適用による場合に比べ、消費者の権利を制限し、または消費者の義務を加重する消費者契約の条項で消費者の利益を一方的に害するものは無効とする」ということとなります。

あくまで「消費者の利益を一方的に害する」という条件付ですが、民法の規定よりも消費者の権利を制限をしたり、消費者の義務を重くする場合には消費者契約法違反の問題が発生し得ますので注意しましょう。

以上